

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年12月までの期間、61年1月から同年3月までの期間、同年9月から同年12月までの期間及び62年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から同年12月まで
② 昭和61年1月から同年3月まで
③ 昭和61年9月から同年12月まで
④ 昭和62年4月から同年9月まで

申立期間①については、当時、自治会（組）が国民年金保険料を集金しており、両親が納めていた。当時は組の集金を支払わないなんてとんでもないことで、考えられない。申立期間②から④までについては、当時はA県で働いていたが、住民登録はB県C市に残していたため、国民年金保険料として毎月家族に2万円を送金していた。長男が出金して夫に渡し、夫が私の国民年金保険料を納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立人の両親が国民年金保険料を納付していた当時の状況を明確に記憶しており、自治会による集金方法、集金頻度、集金の際に押されていた領収印の形状等に関する申立人の説明は詳細かつ具体的である上、国民年金保険料についても当時の保険料額と一致しており、時期は明確でないものの、C市では集金組織が設置されていたことも確認できること等から、申立内容は信憑性^{びょう}が高いと考えられる。

また、申立人は、国民年金制度発足と同時に国民年金に加入している上、申立期間①は9か月と短期間であり、同年度である申立期間①直後の昭和37年1月から同年3月までの国民年金保険料は現年度納付しているとみられることから、申立期間①のみ納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立期間②、③及び④について、申立人は、住民登録はC市に残したまま、出稼ぎ先のA県から同市に居住していた申立人の長男の金融機関口座に、生活費とは別に国民年金保険料の納付のため毎月2万円を送金していたとしているところ、住民票の記録により、当時申立人及びその長男がC市に住民登録していたことが確認できる上、申立人から提出された申立人の長男名義の貯金通帳の写しの入出金記録によると、昭和61年4月以降、生活費に相当する金額とは別に2万円が毎月入金されていることが確認できることから、申立内容は基本的に信用できる。

加えて、申立人の長男に当時の状況を聴取したところ、「当時、父親（申立人の夫）は高齢であったため、国民年金保険料の納付のために母親から振り込まれたお金は、私が引き出した上で、父親に手渡し、父親が保険料を納付していた。」としている上、申立期間②、③及び④は、それぞれ3か月、4か月及び6か月と短期間であることや、当時の経済状況等を勘案すると、申立期間②、③及び④については納付されたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 603

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から同年3月まで

昭和51年3月の結婚と同時に夫と共に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。加入手続や保険料納付は義父がしてくれたので詳しいことは分からないが、申立期間について、自分の分だけが未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間についてすべて国民年金保険料を納付している。

また、申立人の夫及び申立期間当時同居していた申立人の義父母の保険料の納付状況をみると、申立人の夫は、申立人と同時に国民年金に加入して以降、申立期間を含め国民年金加入期間についてすべて国民年金保険料を納付している上、申立人の義父母は共に国民年金制度発足時から国民年金に加入し、一部保険料の免除期間があるものの、それ以外は保険料を完納していることから、納付意識が高い家族であったことがうかがえる。

さらに、申立人及びその夫の納付状況をみると、申立期間前後の保険料については夫婦共に現年度納付していること、申立期間が短期間であること、申立人の夫は申立期間の保険料を申立期間の納付期限の経過後2か月後には過年度納付していること等を勘案すると、申立人の保険料についても申立人の夫と同時に納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 604

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 45 年 3 月まで

私は、昭和 40 年に結婚するまで国民年金に加入していなかったが、結婚後、夫が「国民年金に加入して過去の分の国民年金保険料もさかのぼって納めるように」と勧めてくれたので、市役所に行って国民年金の加入手続を行い、36 年 4 月からの保険料をさかのぼって納付した。申立期間について、2 年間未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間についてすべて国民年金保険料を納付している上、申立人に加入及び納付を勧めたとする申立人の夫も、国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、国民年金加入期間についてすべて保険料を納付していることから、申立人及びその夫の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人が国民年金に加入した経緯及び国民年金保険料を遡^{そきゅう}及納付したことについての申立人及びその夫の記憶は共に一致している上、申立人は、国民年金に加入後しばらく経ってから未納期間の保険料を遡^{そきゅう}及納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 45 年 4 月に払い出されているが、その 3 か月後の同年 7 月に第 1 回特例納付が開始されており、特例納付によるとみられる 36 年 4 月から 43 年 3 月までの保険料は納付済みとなっていることから、申立内容は信^{びょう}憑性が高いと考えられる。

さらに、上記特例納付が開始された昭和 45 年 7 月の時点において、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することは可能であった上、上記 36 年 4 月から 43 年 3 月までの納付は特例納付によるものと考えられるにもかかわらず、

行政側に特例納付に関する記録が無いなど、行政側の記録管理に不適切な状況がみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重厚生年金 事案 439

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和45年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月21日から46年1月5日まで

A社C支店から同社B支店へ昭和45年12月21日に転勤となり、同社B支店には同年12月22日から25日までの間に着任した。以後、54年7月14日まで同社B支店に勤務していた。給与明細書は無いが、厚生年金保険料を給与から引かれていたと思う。申立期間について厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された在籍証明書、事業主が保管する人事記録、事業主からの文書回答、雇用保険の被保険者記録及びD国民健康保険組合の加入記録から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和45年12月21日にA社C支店から同社B支店に異動）、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の昭和45年11月及び46年1月の社会保険事務所の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は「確認できる関連資料等はないが、申立人の申立期間について被保険者資格の取得に係る届出に何らかの手続き誤りがあったと推察している。」と回答していることから、事業主が昭和46年1月5日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る45年12月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重国民年金 事案 605 (事案 36 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで
昭和 35 年 3 月、所有していた漁船を売却したことから、36 年 4 月、漁師をしていた夫と一緒に国民年金に加入し、二人分の国民年金保険料は自宅に集金に来てくれていた集金人に渡していた。同じ漁船に乗って漁師をしていた義姉(夫の姉)の夫も、その漁船を売却したため、私たち夫婦と同じころ国民年金に加入した。義姉夫婦は申立期間の保険料を納付していると聞いているのに、私だけ 2 年間未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が所持している国民年金手帳の印紙検認記録欄に国民年金保険料が現年度納付されたことを示す検認印が押されておらず、申立人も過年度納付を行った記憶が無いこと、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている申立人の夫についても、申立期間は未納となっていること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 3 月 19 日付け総務大臣の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、国民年金保険料納付を示す根拠として新たに申立人と同じ時期に国民年金に加入した申立人の義姉夫婦は申立期間の保険料を納付済みであると主張しているが、社会保険事務所及び市の記録によると、申立人の義姉の申立期間に係る保険料は、第 3 回特例納付実施期間中の昭和 55 年 4 月から同年 6 月にかけて特例納付されたものである上、申立人の義姉の夫についても、申立期間の保険料は未納となっているほか、申立人は、申立期間当時、申立人の義姉夫婦とは別世帯で同一家計では無かったとしている。

したがって、申立人の主張は申立人の保険料納付を裏付ける根拠とはならず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 606

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から43年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月から43年10月まで
会社を退職して義姉の飲食店の手伝いをする事になり、当時、元妻が私に代わり市役所で国民年金加入手続を行った。申立期間の保険料についても、元妻が毎月納付したはずであるのに、申立期間は国民年金の未加入になっており、納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金への加入手続及び保険料納付に関与しておらず、加入手続等を行ったとする申立人の元妻に聴取しても、保険料納付等に関して具体的なことは把握できなかった。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年5月31日に申立人の元妻と連番で払い出されているが、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立期間は、国民年金の未加入期間となっているため、国民年金保険料を納付することができない上、申立期間については、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の元妻も未加入期間となっている。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 607

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月、52年2月から同年7月までの期間及び同年10月から60年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年7月
② 昭和52年2月から同年7月まで
③ 昭和52年10月から60年9月まで

昭和52年4月に、亡妻が市役所で国民年金の加入手続を行い、3か月ごとに自治会の納税組合の集金人に国民年金保険料を納付していたと聞いている。保険料の納付は、すべて亡妻に任せていたので、詳細は不明であり、領収書や古い年金手帳も亡妻が管理していたが、3回引越しているため紛失した。申立期間①についても納付したはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の妻が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人自身は国民年金への加入手続及び保険料納付に関与しておらず、加入手続等を行ったとする申立人の妻も他界しているため、国民年金への加入及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年4月に夫婦連番で払い出されているが、その時点では、申立期間①は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間①について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和52年4月に払い出された国民年金手帳記号番号は、53年2月13日に公的年金との重複を理由として夫婦共に取り消されているが、これは、申立人が厚生年金保険を任意継続し、240月の満期となったことに伴い、国民年金が強制対象外となったため、国民年金の加入取消を行ったものと考えられることから、この時点で、

申立期間②及び申立期間③のうち 53 年 2 月までの期間は保険料の納付は無かったと考えるのが自然である。

加えて、社会保険庁の記録によると、申立期間の国民年金加入期間については平成 11 年 6 月 25 日に追加されたものであり、そのことを前提にすると、申立期間③のうち昭和 53 年 3 月以降の期間については、平成 11 年 6 月に国民年金の加入期間が追加されるまでは未加入期間であったことから、保険料を納付することはできない。

その上、申立人は、申立期間の国民年金保険料は申立人の妻が納付していたとしているが、申立人の妻についても、申立人と同様に、昭和 52 年 4 月に払い出された国民年金手帳記号番号が 53 年 2 月に取り消されて以降、61 年 4 月に第 3 号被保険者として加入するまで未加入となっている。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 608

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 9 月から 58 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 9 月から 58 年 5 月まで

厚生年金保険及び国民年金は、老後のために間を空けることなく加入していた。婚姻後も国民年金に任意加入し、昭和 61 年 4 月に第 3 号被保険者となるまで納付し続けていた。申立期間については、明確な記憶は無いが、前後の期間と同様に同じ納付場所で納付したはずであり、一度国民年金被保険者資格を喪失した後、8 か月後に再度納付を始めたというのは不自然で納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人は、保険料の納付方法等の具体的な記憶も無く、納付状況が不明である。

また、申立人の所持している国民年金手帳には、昭和 57 年 9 月 1 日資格喪失、58 年 6 月 11 日資格取得の記載と共に、それぞれの記載の横に申立人が申立期間当時居住していた市の押印がある上、当該資格の喪失日及び取得日は市の記録とも一致している。このため、申立期間は未加入期間であることから、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い上、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 609

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 1 月まで

国民年金制度ができた時に、夫が市役所の出張所で加入手続をした。国民年金保険料は、義兄と同居していた時は夫が出張所において納付していた。転居後は自分で集金に来ていた自治会の集金人に納付しており、国民年金手帳に印をもらっていた。保険料額は 200 円から 300 円ぐらいだったと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人及びその夫が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人には、現在の国民年金手帳記号番号とは別の国民年金手帳記号番号が昭和 36 年 2 月に申立人の夫及び義兄夫婦と共に連番で払い出されており、当該記号番号は 41 年 9 月 24 日に取り消されているが、申立期間について、当該記号番号により国民年金保険料が納付された形跡は無く、申立人の夫も、申立期間のうち 37 年 11 月に厚生年金保険に加入するまでの期間は未納となっている。

さらに、申立人の現在の国民年金手帳記号番号は、昭和 46 年 1 月に払い出されており、国民年金の任意加入により被保険者資格を取得している。このため、申立期間は、当該記号番号が払い出された時点では、時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間の大半は、申立人の夫は厚生年金保険に加入しているため遡及して国民年金に加入することはできず、未加入期間であることから国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、申立人が記憶している集金人に聴取したところ、申立人の自宅に集金に行っていたことの明確な記憶は無いとしている上、ほかに申立期間に

ついて、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 610

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から49年3月まで

昭和49年ごろ、私の店に市役所の職員が国民年金への加入勧奨に訪れて、国民年金保険料63万円を納付すれば最初から加入したことになると言われた。保険料が高額であることから加入を断っていたが、私の店に来ていた客が私と同様に市役所の職員から国民年金への加入を勧められ、67万円ほど納付したことを聞き、私も加入した。保険料は、当時、店に出入りしていた銀行員に2回に分けて預けた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人が国民年金保険料を納付したと主張している時期は、第2回特例納付の実施期間であり、申立期間の保険料は特例納付及び過年度納付により納付することが可能であるものの、申立人が納付したと記憶している保険料額は、第2回特例納付等により納付した場合の保険料額と大きく異なっている上、申立人と同様に特例納付したとしている者の納付状況を確認しても、同人が特例納付した形跡は無い。

さらに、申立人が当時居住していた市の記録及び社会保険事務所が保管している国民年金被保険者台帳（旧台帳）においても、申立期間に特例納付された形跡は無い上、ほかに申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 440

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 7 月 27 日から 38 年 10 月 1 日まで
② 昭和 40 年 6 月 21 日から 42 年 2 月 21 日まで
③ 昭和 43 年 5 月 13 日から同年 9 月 21 日まで

昭和 37 年に A 社（現在は B 社）を社長と共同で創設し、申立期間①は C 県、申立期間②は D 県 E 市の F 社に出張していた。申立期間③については、次の就職先で勤務する直前まで働いていたので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険事務所の記録によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所となった年月日は、昭和 38 年 10 月 1 日であり、申立期間①については、同社は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、B 社は、法人登記簿に記載されている住所に照会しても連絡が取れない上、役員等関係者にも連絡が取れないことから、申立期間①、②及び③に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人が申立期間②における A 社の同僚であると主張している一人に照会したところ、申立人は昭和 40 年に D 県 E 市に出張していたと供述していることから、申立人が同社で勤務していたことは推認できるが、同社における厚生年金保険適用に係る取扱い等についての供述は得られなかった上、社会保険事務所が保管している同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる申立期間②及び③に厚生年金保険被保険者であった同僚 3 人に照会したところ、いずれも当時の記憶は不明確であり、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

加えて、申立人のA社における雇用保険の加入記録によると、昭和39年1月15日資格取得、40年6月20日離職、42年2月21日資格取得、43年5月12日離職となっており、申立期間①、②及び③に係る加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 441

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 9 月 1 日から同年 12 月 13 日まで

私がA社B支社に勤務していた期間のうち申立期間について社会保険事務所に照会したところ、名簿に見当たらない旨の回答であった。私が所持している雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書の雇用保険加入記録及びC町国民年金被保険者名簿の還付記録により、勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している失業保険被保険者証により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてA社に照会したところ、厚生年金保険の加入の届出を行っておらず、厚生年金保険料も納付していない旨の回答が得られた。

また、申立人が申立期間におけるA社の同僚であると主張している者は既に他界している上、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも当該同僚の氏名は無い。

さらに、A社において申立期間に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したものの、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

加えて、申立期間について、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月 23 日から同年 6 月 26 日まで

私は、昭和 48 年 1 月 16 日から 50 年 6 月 26 日まで A 丸に乗船していたはずであるが、社会保険庁の記録によると、50 年 4 月 23 日に船員保険の資格を喪失したこととなっている。船員手帳に雇入及び雇止年月日の記載もあることから船員保険の記録が無いというのは納得いかない。申立期間について船員保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、船員手帳に記載された雇入年月日及び雇止年月日をもって当該期間が船員保険の被保険者期間に該当するのではないかと主張しているが、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り込む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではないため、申立人が所持する船員手帳に記載の雇入年月日及び雇止年月日をもって、当該期間について、直ちに船員保険に加入していたこととはならない。

また、A 丸は既に船員保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の船舶所有者も他界しているため、申立人の申立期間に係る船員保険の適用及び船員保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人が申立期間と一緒に A 丸に乗船していたとする同僚のうち連絡先が分かった者に照会したものの、当時の同船舶における船員保険適用に係る取扱い等についての供述等は得られなかった上、当該同僚についても、本人が所持している船員手帳における雇用期間と船員保険の加入期間に相違

がみられる。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 4 月 26 日から平成 6 年 8 月 1 日まで
② 平成 6 年 8 月 1 日から 7 年 7 月 1 日まで

申立期間①については、社会保険事務所の記録にある標準報酬月額と当時受け取っていた給料の金額との間には大きい差があり納得できないので、標準報酬月額を訂正してほしい。

申立期間②については、社会保険事務所の記録ではA社の厚生年金保険資格喪失が平成6年8月になっているが、私の所持している給料明細書が平成7年6月分までであるので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の可否を判断することとなる。

申立期間①について、申立人から提出された昭和 61 年 1 月分から平成 6 年 7 月分まで（昭和 62 年 3 月から 9 月、同年 11 月、同年 12 月、63 年 8 月、同年 10 月、同年 11 月、平成 3 年 1 月、同年 9 月、5 年 11 月及び 6 年 6 月分を除く）の給与明細書をみると、支給された給与額に見合う厚生年金保険

料が控除されていない上、同明細書において事業主により控除された保険料は、月により若干の多寡はみられるものの、おおむね社会保険庁に記録されている標準報酬月額に相当する保険料が控除されているものと認められる。

このほか、申立期間①について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②については、申立人が所持している平成6年8月分から7年6月分（7年4月分は除く）までの給与明細書により、申立人がA社で勤務していたことは確認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社は平成6年8月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立人が所持している平成6年8月分から7年6月分まで（7年4月分は除く）の給与明細書に記載されている社会保険料の控除額は4,838円であることが確認できるところ、この控除額は、健康保険料と同額である上、当時の標準報酬月額の最低等級（1等級）に見合う厚生年金保険料額にも満たない額である。

また、A社は平成14年12月3日に解散しているため、閉鎖登記簿謄本に記載されている元役員一人に照会したところ、当時の記憶は不明確であり、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 444

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 7 月 6 日から 35 年 4 月 1 日まで
② 昭和 35 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

私が提出した履歴カードに記載されているように、昭和 34 年 7 月 6 日から A 社 B 事業所管内において常勤で勤務していた。当時の給与の各種の控除には厚生年金保険料や健康保険料が含まれていたと思う。申立期間について厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している申立人に係る履歴カード（申立人の人事記録）の写しにより、申立人が申立期間①は臨時雇用員として、申立期間②は試用員として A 社 B 事業所で勤務していたことは確認できる。

しかし、A 社の内部規程によると、同社の各事業所において一定の条件を満たした臨時雇用員及び試用員を厚生年金保険に加入させることができたのは昭和 38 年 10 月 1 日以降である上、社会保険事務所の記録によると、A 社 B 事業所が厚生年金保険の適用事業所となった年月日は、同年 10 月 1 日であり、申立期間①及び②については、同事業所は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、A 社の清算事業業務を執り行う C 団体に照会したところ、昭和 38 年 10 月 1 日以前に当該事業所で厚生年金保険の加入者はいない旨の回答が得られた。

さらに、申立人は同僚の氏名を記憶しておらず、連絡先も不明であるため、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 445

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月16日から21年10月ごろまで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。しかし、私は機械工養成所を昭和20年3月に終了後、A事業所で正社員の旋盤工として雇用され、終戦後も同社で継続して勤務していた。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA事業所で勤務していたと主張しているが、社会保険庁の記録によると、A事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、申立人は、申立期間前の昭和20年6月1日から同年8月16日までB事業所において厚生年金保険の加入記録があることから、申立人が勤務していた事業所はB事業所であると考えられるところ、社会保険事務所が保管しているB事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人が記載されているページに記載されている者は、申立人と同様に、すべて資格喪失日が同年8月16日となっている。

また、社会保険庁の記録においても、B事業所は現在見当たらない上、法務局に照会したところ、同事業所及び申立人が記憶しているA事業所の法人登記簿は見当たらないとの回答があり、当時の役員等関係者も不明であるため、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人が記憶している複数の同僚については、他界又は所在が不明で連絡が取れない上、申立期間にB事業所において厚生年金保険被保険者であった同僚のうち、連絡が取れた一人に照会したものの、申立てに係る事

実を確認できる供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。